

平成 25 年度

事 業 計 画

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 平成25年度事業計画                          | 1  |
| 1 安心安全な情報利活用基盤サービスの構築推進と普及          | 1  |
| (1) JCAN仕様パブリック証明書サービス              | 1  |
| (2) 事業者等総合情報基盤（ROBINS）サービス          | 2  |
| (3) 番号制度におけるPIAサービス等の構築検討           | 3  |
| (4) プライバシーマーク制度の普及及び導入促進            | 3  |
| (5) 標準企業コード等登録管理サービス                | 3  |
| 2 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究              | 3  |
| (1) パーソナル情報の利活用基盤の整備に関する調査研究        | 3  |
| (2) 時空間情報の利活用基盤の整備に関する調査研究          | 4  |
| (3) オープンデータの利活用基盤の整備に関する調査研究        | 4  |
| (4) 個人情報安心管理サービス（PS-Agent）等に関する調査研究 | 5  |
| 3 個人情報保護のための認証制度の運営等                | 6  |
| (1) プライバシーマーク制度の運用                  | 6  |
| (2) 認定個人情報保護団体の運営                   | 7  |
| 4 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営等           | 8  |
| (1) 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営          | 8  |
| (2) 情報マネジメントの推進に関する調査研究等            | 8  |
| 5 電子署名・認証制度における指定調査機関業務の実施等         | 9  |
| (1) 特定認証業務に係る指定調査機関業務の実施            | 9  |
| (2) 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発           | 9  |
| 6 産学官連携による電子情報利活用の推進                | 9  |
| (1) アドバイザリ会議                        | 9  |
| (2) 次世代電子情報利活用フォーラム                 | 9  |
| (3) gコンテンツ流通推進協議会                   | 10 |
| (4) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム           | 10 |
| 7 国際連携及び普及広報活動                      | 10 |
| (1) 国際機関との連携、協力                     | 10 |
| (2) 電子情報利活用セミナー等の開催                 | 10 |
| (3) 事業成果等の情報発信                      | 10 |

## 平成25年度事業計画

今後の情報経済社会の方向性として、産業分野・事業分野・企業等を横断する融合社会システムやビジネスモデルの創出が想定され、そこでは、様々な情報を融合して新たな付加価値を生み出すことや、それによる新サービス、新産業を創出し、国内だけでなく海外へもプラットフォーム展開すること、個人の発するパーソナルな情報の経済価値を通じて社会価値を増幅させるための安心安全な技術的、制度的枠組みが求められている。

このような中で、政府では社会保障・税一体改革において個人及び法人の確認を行うための基盤として番号制度を導入し、効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを整備することとしている。

当協会が、安信簡情報環境整備プロジェクトの一環として進める JCAN 仕様パブリック証明書普及プロジェクト及び事業者の实在証明のための事業者等総合情報基盤 (ROBINS) 構築プロジェクトは、ネット空間において、現実のビジネス環境と同様に求められている安心安全な技術的、制度的枠組み (安信簡情報環境) を提供し、ビジネス活動の円滑化を促そうとするものであり、このような時代の要請に応えるものであることから、その事業化への取り組みを一層加速化する。

また、共通番号を利用し、情報連携するシステムには、より個人情報保護を配慮したシステム構築・運用が求められ、これを契機として地方公共団体や企業における個人情報保護への関心がさらに高まることが予想されることから、システムのプライバシー影響評価制度や個人情報保護関連人材の育成制度の検討、プライバシーマーク制度の導入拡大に関してプロジェクト室を設置し、積極的に取り組むこととする。

さらに、厳しい財政状況に鑑み、事業内容と効率的な事業実施体制への見直し、経費の削減に努めつつ、平成25年度においては次の諸事業を行うこととする。

### 1 安心安全な情報利活用基盤サービスの構築推進と普及

#### (1) JCAN 仕様パブリック証明書サービス

社員証、名刺、職責印に相当し、安価で扱いやすく信頼性の高いビジネス用のパブリック電子証明書「JCAN 証明書」を社会的な基盤として確立するため、平成21年度から JCAN ルート認証局の構築などの整備に着手し、平成24年1月から、JCAN 仕様パブリック証明書普及の基本業務となる LRA 認定業務、ETSI 認定業務を開始した。

平成25年度は、JCAN 仕様パブリック証明書の本格的な普及に取り組む初年度であり、上期までに電子証明書を利用する仕組み作り、環境醸成に尽力する。下期以降は、LRA 認定、ETSI 認定の一層の拡大を目指し、電子証明書の普及を本格化する。

##### ① JCAN ルート認証局の運用

ベルギー、フランスに設置する JCAN ルート認証局については、昨年度、暗号移行など認証局の整備を完了しており、平成25年度は ETSI 標準によるその適正な運用を行う。

## ② 認定業務の拡大

認定業務は、企業のプライベート認証局を JCAN ルート認証局と接続しパブリック認証局として認定する ETSI 認定業務、パブリック認証局が JCAN 共通プロファイルに準拠して電子証明書を発行しているかどうかを認定する CSB 認定業務、企業等が人事 DB 等に基づいて JCAN 証明書の発行業務を適切に行っていることを認定する LRA 認定業務を計画しており、現在、CSB 認定 1 社、LRA 認定 7 社であるが、これを拡大する。

注：ETSI (European Telecommunications Standards Institute)：EU 圏の電気通信における標準仕様を策定するために設立された標準化団体

## ③ 電子証明書の発行拡大と JCAN アプリケーションの開発

JCAN 電子証明書の普及と発行拡大を図るため、JCAN 証明書を利用するアプリケーションや発行の効率化など利便性を高める機能開発を進める。具体的なアプリケーションについては、①クラウドや SaaS 等アプリケーション利用の場面における認証及び署名に使う電子証明書の利用促進、②信頼性が求められる製品、産物等の流通場面における認証及び証跡保存に使う電子証明書の利用促進、③大学で利用されているキャンパスカード (IC カード) に JCAN 証明書をフレキシブルに組み込む仕組みの提供による電子証明書の利用促進等の様々な方向から検討を行う。

## ④ 模倣品対策におけるトレーサビリティに関する国際標準化

ISO/TC247 及び PC246 において JCAN 証明書プロファイルを用いた模倣品対策の仕組みに関する規格を提案しており、平成 25 年度中に登録を完了するべく、TC247 全体会議等に積極的に参加する。なお、JCAN 証明書プロファイルは既に半導体の業界標準 (SEMI 規格) に採用 (平成 23 年 10 月 26 日) されており、各国の模倣品対策関係組織と連携し、国際展開を図る。国内では農産品のトレーサビリティへの応用についても検討を進めていく。

## (2) 事業者等総合情報基盤 (ROBINS) サービス

事業者等総合情報基盤 (ROBINS) は、企業の持つ様々な属性情報を一元的に提供するとともに、実在証明された情報を提供するサービスである。

### ① 本格運用への移行

平成 24 年度におけるパイロット運用による機能の実証評価結果を踏まえ、一部機能の拡充等の機能開発、運用面での改善を反映した本番システムを構築し、本年度 6 月頃に本格的運用に移行する。

### ② 掲載情報の拡充

パイロット運用では、当協会の持つ標準企業コード登録企業、プライバシーマーク指定審査機関のほか、金融庁の EDINET の情報をデータ化するとともに、日本行政書士連合会の協力を得て、東京都行政書士会、神奈川県行政書士会の行政書士有志を確認者とする ROBINS 情報の掲載を開始した。

本番運用に際しては、ROBINS の知名度向上に向け積極的な広報活動を展開するとともに、司法書士、税理士などの資格者、中堅商工会議所にも活用を提案しつつ掲載情報の充実に努める。

### ③ ユースケース等の検討

ROBINS の持つ機能や情報は、データ融合や政府が推進する新しい番号制度における民間連携の有力な仕組みとなる可能性があることを積極的に PR し、具体的なユースケースの検討や行政で

の活用について検討を進めるとともに、ROBINS の利用価値を更に高めるため、商業・法人登記情報に基づく法人の基本的な属性情報公開の必要性を訴え、民間がより使いやすい状態での公開を求めることとする。

### (3) 番号制度における PIA サービス等の構築検討

マイナンバー法の実施においては、共通番号を含む個人情報を扱う情報システムの構築、改修にあたり、プライバシーリスクを最小限に抑えるために、プライバシーへの影響を「事前」に評価する PIA（プライバシー影響評価）が義務付けられることになる。

この評価を第三者により適正に行う仕組みについて、国際規格である IS22307 や ISO/JTC1/SC27 における PIA 等の国際標準化提案などを踏まえて制度検討と実証評価を行う。

また、個人情報管理システム（PMS）の構築・運用の要となる個人情報保護管理者等関連人材の育成制度についても併せて検討する。

### (4) プライバシーマーク制度の普及及び導入促進

広く個人情報の安全・安心な利活用を促進するため、個人情報保護への取り組みが遅れている業界や業態、潜在的な需要があり拡大が見込める業界・業態の実態、実情を分析し、当協会が運用しているプライバシーマーク制度の意義や導入メリット、具体的な PMS の構築相談など、実態や特性に即した普及啓発活動を通じて制度の導入促進を図る。

なお、普及啓発活動は業界向けのセミナー、企業への個別訪問、インターネットでの情報発信、広告媒体等多様な手段を効果的に活用するとともに、当該活動において収集した業界の課題やニーズは、適宜、プライバシーマーク制度の運営にフィードバックし、制度の適正な運営及び改善に資する。

### (5) 標準企業コード等登録管理サービス

EDI（電子データ交換）に利用する「標準企業コード」の登録・管理を平成元年 4 月から実施している。また、OSI（開放型システム間相互接続）による通信で共通に認識しなければならないオブジェクトに対して識別子を付与する業務を平成 2 年 11 月に JISC（工業標準調査会）から移管され実施している。

現在、標準企業コードは 25,574 社、OSI オブジェクトは 115 社（いずれも平成 25 年 2 月末現在）を超える企業に利用されており、新規コード登録の迅速化等サービス品質の向上を図りつつ、引き続きこれらの登録・管理を実施する。

## 2 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究

### (1) パーソナル情報の利活用基盤の整備に関する調査研究

各種の大量データをリアルタイムに収集・分析し、新たな知見を得ることが可能になっている。このような技術進歩の中で、プライバシー・バイ・デザインを基調にした個人情報に係る制度整備が各国で活発になっている。そこでは、経済発展に寄与するインターネットの価値を損なわずに保護と利活用の両立を図るという点、また消費者視点の制度設計を進めるといった点などが特徴となっており、今後世界的な潮流となってくるものと考えられる。このような状況を踏まえ、わが国産業

界において、消費者にとって安全で、かつ利便性の高いサービス創出に必要な技術や制度の基盤整備を推進する。

#### ① 情報融合における基盤整備（国庫委託応募事業）

特定の都市空間において、安全なパーソナル情報（単独で個人情報か否かに関わらず、個人と連結可能な情報の総称）の利活用に係る技術基盤や制度整備を、関係府省と連携しつつ推進する。また、それらを個人のプライバシーを守りながら、安全に利活用し、産業界のさらなる発展を図るためのマネジメントシステムのあり方等の検討を行う。さらに、アジア・オセアニア地域を覆域とする準天頂衛星システムの利活用を図る観点から、必要に応じ海外をイノベーションフィールドと捉えて基盤整備を推進する。

#### ② 本人確認トラストフレームワークの調査研究（国庫委託応募事業）

複数のサービス事業者が持つ属性情報を、信頼性のある本人確認をベースに流通・利用する仕組みについて、調査研究を推進する。今後、行政機関による国民個々への ID 付与なども検討されていることも踏まえ、「個人の安心」と「企業の効率化」とが両立する仕組み、個人が自身に関する“公式記録”を管理し、その個人情報へのアクセスルールを設定して個人情報を取り扱う仕組み（パーソナルデータ・エコ・システム）に留意して推進する。

#### ③ 情報の経済価値の調査研究（国庫委託応募事業）

OECD においてビッグデータ・プロジェクトが立ち上がるなど、情報の経済価値への関心が高まっている。匿名化されたパーソナル情報の経済価値について、生産関数を用いた分析や仮想市場を想定した分析を行い、その成果を国際会議などで発表している。今後、これらの一般化と普及（企業の成長や会計基準への適用、消費者の満足度などに関連づける評価指標の策定などを図るとともに、M2M のデータの経済価値などにそのスコープを広げ、調査研究を推進する。

### (2) 時空間情報の利活用基盤の整備に関する調査研究

「いつ、どこ」を示す情報（時間、空間情報）は、生産・流通・消費活動などを可視化し、分析する際に不可欠な情報である。引き続き G 空間プロジェクトを中心に、測位の高度化や空間のモデル化を促進し、社会の効率化や新サービス創出に寄与する基盤整備を推進する。

#### ① 屋内空間の利用技術の実証（国庫委託応募事業）

BIM（Building Information Model）と Web 技術の連携を視野に入れて、センサーによる点群データから屋内空間データを生成する技術の実証を推進する。これによって、屋内空間データの到達コストを圧縮し、位置情報サービスの高度化への寄与を目指す。また、産業界と連携し、国際標準化を推進する。

#### ② 位置情報セキュリティの調査研究（国庫委託応募事業）

位置情報を利用したサービスが増える中で、サービスの高度化に向けて位置情報の信頼性を評価する仕組みについて検討する。

### (3) オープンデータの利活用基盤の整備に関する調査研究（国庫委託応募事業）

電子行政オープンデータ戦略（内閣官房、2012 年 7 月策定）に基づき、関係府省で推進されるオープンデータ施策に積極的に参画し、その利用モデルの具体化、必要となるルールの作成や標準化などを行う。また、推進にあたっては、事業プログラムを活用し、産業界の意見を集約して提言・

提案を行う。

#### (4) 個人情報安心管理サービス（PS-Agent）等に関する調査研究

##### ① PS-Agent に関する調査研究

PS-Agent は、個人の側に立って、信頼性のある個人情報を安心・安全に管理し、仮名や匿名技術等により保護された個人情報を個人・企業間で簡単・便利に利用できるサービスの概念である。

平成 25 年度は、わが国における個人情報保護環境のあるべき姿（グランドデザイン）について引き続き調査研究するとともに、前述の本人確認トラストフレームワークの調査研究とも連携して PS-Agent 機能の実証を検討する。

##### ② 重要情報保全環境（e-Depo）の構築プロジェクト

e-Depo は、個人や企業が有する情報であって、将来特定の第三者にのみ閲覧を許す必要があるような情報を、完全性を担保する形で社会的に保全する仕組みを提案・構築するものである。平成 25 年度は、長期署名技術、ケース管理の技術など過去 3 年間の電子記録管理基盤整備事業や電子記録応用基盤フォーラム（eRAP）の成果も活用し、セキュアな保管庫サービスの可能性について検討を行う。

### 3 個人情報保護のための認証制度等の運営

#### (1) プライバシーマーク制度の運用

平成 10 年 4 月に当協会が運用を開始したプライバシーマーク制度は、JIS Q 15001:2006（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）を審査基準として運用している。平成 17 年 4 月の「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」という。）の全面施行を受けて申請数が増加し、平成 25 年 2 月末現在、付与事業者の有効事業者数は 12,934 社に達し、わが国の個人情報保護の推進に重要な役割を果たす制度として認知され、海外からも注目を集めるに至っている。

平成 25 年度も次の活動を通じて、プライバシーマーク制度の適正な運営を行う。

##### ① 指定審査機関等との連携

プライバシーマーク指定審査機関 18 機関及びプライバシーマーク指定研修機関 4 機関と、連絡会等の開催などを通じ相互に協力しながら、事務局、苦情相談・事故対応体制、審査体制及び研修体制の整備・充実など、全工程に係る業務効率と信頼性の向上を目標に制度運用の改善に取り組む。

##### ② 付与事業者の満足度の向上

審査業務の効率化など制度運営に関する不断の見直しを行うとともに、「JIPDEC プライバシーマークフォーラム」や制度説明会などの研修会・セミナー等の開催、事業者表彰、情報提供の強化、消費者の認知度向上などの方策を検討し実施する。これにより付与事業者の満足度向上を図り、新規申請の増加や付与事業者の更新率の維持・向上につなげ、プライバシーマーク制度の一層の定着に努める。

##### ③ 関連制度の調査及び国際連携

海外の関連機関の動向把握や情報交換を通じて、国際整合性の確保に努めつつ制度の広報・周知を図るとともに、海外の同種制度との相互承認推進に向けた国際協力などの必要な取り組みを行う。

また、ISO における個人情報（データ）の取り扱いに係る規格の検討状況や EU の個人データ保護指令の改正状況（個人データ保護規則（案））についての情報把握に努め、プライバシーマーク制度への影響及び対策を検討する。

##### ④ プライバシーマーク制度に係る情報提供サービス

プライバシーマーク制度のホームページの充実を図るほか、付与事業者に対するメール配信等を通じ、積極的な情報発信に努める。

また、プライバシーマーク申請予定事業者に対しては、構築から運用に係る説明会や個人情報保護マネジメントシステム（PMS）構築相談室の拡充と運営を継続して行うほか、経済団体及び消費者団体等の関係機関や自治体等が主催するセミナー等に講師派遣を行う。

##### ⑤ プライバシーマーク審査員の評価・登録

審査員の質的向上と審査レベルの均質化を目的とするプライバシーマーク審査員の登録制度の、登録者総数は、主任審査員 320 名、審査員 302 名、審査員補 627 名で、合計 1,249 名（平成 25 年 2 月末現在）となっている。

平成 25 年度も引き続き、新規登録申請者の審査や既登録者からの審査実績並びに実務評価による「更新登録申請」「格上登録申請」などの評価、登録業務を円滑に実施する。

## (2) 認定個人情報保護団体の運営

当協会は、プライバシーマーク制度の認定を受けている付与事業者のうち、同意を得た事業者を対象とした「認定個人情報保護団体」に経済産業大臣及び総務大臣より認定を受けている。

保護法第 37 条では、認定個人情報保護団体は①対象となる事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、②対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する情報の提供、③そのほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務を行うこととなっており、他の認定団体間との整合性確保や効率的な情報提供の仕組みの充実等を図りつつ、引き続き業務を実施する。なお、対象事業者となることに同意を得た事業者数は平成 25 年 2 月末現在で 8,693 社である。

## 4 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営等

### (1) 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営

わが国産業界等への情報セキュリティマネジメント定着のため、ISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度、ITSMS (Information Technology Service Management System) 適合性評価制度、BCMS (Business Continuity Management System) 適合性評価制度の3つの評価制度の運営を引き続き実施するほか、制度の浸透、拡大を図るためのユーザーズガイドの策定や制度説明会等の啓発活動を実施する。

#### ① ISMS 適合性評価制度の運用

企業・組織における情報セキュリティを継続的に維持・向上させることを目的とする ISMS は、国際規格 ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001) 及び ISO/IEC 27006 (マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項) をベースに、現在、ISMS 認証審査を行う「認証機関」を 26 機関、「ISMS 要員認証機関」1 機関を認定しており、ISMS 認証取得組織数は 4,211 (平成 25 年 2 月末現在) となっている。

平成 25 年度も引き続き、新規の申請機関及び認定した認証機関の審査 (更新・サーベイランス) を行うとともに、認証機関や認証取得組織等に対して制度のより一層の信頼性の確保・定着のための活動 (MS 認証信頼性向上イニシアティブ) や、ISMS/ITSMS の国際的対応を図るための標準化活動及び PAC/IAF (太平洋認定機関強力機構/国際認定機関フォーラム) との相互連携活動を推進する。

#### ② ITSMS 適合性評価制度の運用

企業・組織における IT サービス運用管理の品質を継続的に維持・向上させることを目的とする ITSMS は、国際規格 ISO/IEC 20000-1 (JIS Q 20000-1) 及び ISO/IEC 27006 をベースに、現在、9 認証機関を認定しており、ITSMS 認証取得組織数は 172 (平成 25 年 2 月末現在) となっている。

平成 25 年度も引き続き認定の対象となる認証機関の認定審査・登録業務を実施するとともに、改定版 JIS Q 20000-1 の発行に伴う認証基準の差分に対する移行措置を実施する。

#### ③ BCMS 適合性評価制度の運用

企業・組織における事業継続能力を継続的に維持・向上させることを目的とする BCMS は、国際規格 ISO 22301 をベースとして、現在、6 認証機関を認定しており、BCMS 認証取得組織数は 39 組織 (平成 25 年 2 月末現在) となっている。

平成 25 年度も引き続き、新規の申請機関及び認定した認証機関の認定審査・登録業務を実施するとともに、国際規格 ISO22301 の発行に伴う英国規格 BS 25999-2 との差分に対する移行措置を実施する。

### (2) 情報マネジメントの推進に関する調査研究等

#### ① IT 資産マネジメントに関連する調査研究

IT サービスの品質向上や情報セキュリティの強化の促進に有効である IT 資産マネジメントに関して、平成 25 年度も引き続き、企業・組織における IT 資産マネジメントの導入を促進するための普及啓発活動、及び国際規格の分析等を実施するとともに、IT 資産マネジメントに対するユーザの導入ニーズ等、市場に関する実態を調査する。

#### ② 制御システムのセキュリティマネジメントシステムの普及調査実証事業 (国庫委託応募事業)

従来、制御システムは、プラントの固有システムで構成され、外部ネットワークとは接続されていないことからセキュリティの脅威がほとんど意識されてこなかったが、システム特性や環境の変化及び脅威の増大を背景にセキュリティの必要性が高まってきた。このため、国際的な標準である IEC 62443 シリーズをもとに ISMS との差分を調査し、汎用制御システムのサイバーセキュリティマネジメントシステム（CSMS）の仕組み、基準の確立に向けた実証パイロットプロジェクトを実施する。

## 5 電子署名・認証制度における指定調査機関業務の実施等

### (1) 特定認証業務に係る指定調査機関業務の実施

「電子署名及び認証業務に関する法律」（以下、「電子署名法」という。）に基づき、当協会は主務大臣（法務・総務・経済産業省）から特定認証業務の認定に係る指定調査機関として指定されている。指定された 5 年間の期間は平成 25 年 4 月 16 日で切れることから、更新申請を行い、国が認定する特定認証業務 10 業務について引き続き電子署名法で定める設備要件、利用者の真偽確認に関する要件、業務運用要件等への適合性に関する調査を実施し、その結果を主務大臣に通知する。

### (2) 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発（国庫委託応募事業）

特定認証業務の調査機関として蓄積された専門的知見等をもとに、特定認証業務を行う者及びその利用者等に対し、問い合わせ、相談等による情報の提供、助言その他の援助を行うほか、暗号アルゴリズム移行の必要性等電子署名に関する正しい理解を深めるため、Web 等による情報の提供を行う。

また、電子署名法の認定に係る基準とその運用に関する課題など、当該制度運用の向上に資する検討や諸外国の電子署名法制度の運用状況等に関する調査を実施する。

## 6 産学官連携による電子情報利活用の推進

### (1) アドバイザリ会議

産学官の様々な分野の有識者による意見交換の場として「アドバイザリ会議」を引き続き設置し、当協会が実施する各種事業に対して率直な意見をいただくほか、今後取り組むべき課題について議論を行う。

### (2) 次世代電子情報利活用フォーラム

当協会の事業プログラム制度に参加する企業や賛助会員など、多様な業種にわたる企業の参加を得て、次の 2 テーマの研究会を実施する。

#### ① 家庭情報利活用の安全基盤に関する調査研究

家庭情報（エネルギー需給情報、センサー情報ほか）の保護と利活用のあり方、望ましいユースケース及びこれらを実現するためのルールについて、生活者の視点を重視して検討する。

#### ② 電子記録管理に関する調査研究

電子記録の長期に亘る安全管理と効率的な利活用について、これらを実現する手法として注目さ

れているケース管理について調査研究を行う。

### (3) g コンテンツ流通推進協議会

協会内に、時空間情報を有するコンテンツ（g コンテンツ）の流通環境整備に関心を有する企業等で組織。『地理空間情報活用推進基本計画』や『電子行政オープンデータ戦略』など政府施策の推進にあたり、政策提案を積極的に行うほか、会員間の情報交流、調査研究、またG空間 EXPO や各種地理空間情報関連行事への参加などの普及啓蒙活動を行う。

### (4) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム

協会内に、個人に関する情報を、プライバシーに配慮しつつ、安心・安全に利活用するサービスに関心を有する企業等で組織。サービス市場創出のための個人情報の処理方法や制度整備の検討を行うとともに、政策提案・普及啓蒙活動を行う。

以上のほか、共通利用フォーマット推進フォーラム（FCF）、システム監査学会など民間活動の運営に引き続き協力する。

## 7 国際連携及び普及広報活動

### (1) 国際機関との連携、協力

ISO/TC154 及び TC247 の国内審議団体として時間標記、模倣品対策などの国際標準化検討に協力するほか、当協会が実施する個人情報保護分野の関連規格（ISO/JTC1/SC27）の検討に参加する。このほか、マネジメント認証の国際組織 IAF や PAC のメンバー組織として活動を行うほか、APEC での CBPR（Cross Boarder Privacy Rules）検討への参加等、国際機関との連携、協力を積極的に展開する。

### (2) 電子情報利活用セミナー等の開催

協会の賛助会員など次世代電子情報利活用フォーラムに参加する企業、団体を対象にセミナー、情報交流会などを開催するほか、時宜に適したタイムリーなテーマを選定した講演会を実施する。

### (3) 事業成果等の情報発信

協会 HP を通じての活動状況など各種の情報発信に加え、情報分野で比較的利用ニーズの高い統計データ、調査データ、協会独自調査データを編集して JIPDEC IT Report として発信する。このほか、以下の情報発信を通じて協会の活動状況や成果の発信を行う。

- ① JIPDEC メールマガジン（毎月 25 日頃）
- ② 協会のこれまでの活動成果を電子データで保存したアーカイブの提供
- ③ CEATEC 等各種展示会への出展